

平成28年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名：

応募者名：

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点	得点
1	業務に対する理解度及び書類提出状況(別添1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>JCM制度について理解できているか。</li> <li>応募事業の背景をよく理解しているか。</li> <li>応募事業の実現可能性が高いことが認められるか。</li> <li>応募事業の実現時の効果及び他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるか。</li> </ul>	15	15
2	業務実施方法等の提案(別添1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業の調査地での都市間連携の現状と、応募事業への当該都市間連携の裨益</li> </ul>	30	120
		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市間連携の活用が、応募事業のJCMプロジェクトとしての実現に寄与する、あるいは、効果的な案件形成に寄与するものかどうか。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)、事業への興味・関心度合い、応募者との過去の協業実績・経験</li> </ul>	15	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性、及びJCMプロジェクトとしての事業実現化のための施策、算段、工夫</li> </ul>	10	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査事業実現時JCMプロジェクト概要</li> </ul>	5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦自治体と海外自治体が協力して目指す低炭素かつ強じん(レジリエント)で持続可能な社会の全体像</li> </ul>	5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦自治体と海外自治体が協力して目指す低炭素かつ強じん(レジリエント)で持続可能な社会の全体像が、低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業委託業務の目的・趣旨に合致しているか。</li> </ul>	5	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業を実施する場合の費用対効果は高いか。 5,000円/t-CO2・年以下であれば優(20点) 5,001円/t-CO2・年以上10,000円/t-CO2・年以下であれば良(12点) 10,001円/t-CO2・年以上20,000円/t-CO2・年以下であれば可(6点) 20,001円/t-CO2・年以上であれば不可(0点)とする。</li> </ul>	20		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業の費用対効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー起源二酸化炭素削減効果の考え方、算出方法が正しいか。</li> </ul>	5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業を実施した場合、実施直後のエネルギー起源二酸化炭素削減量が多いか。 999t-CO2/年以下であれば不可(0点) 1,000t-CO2/年以上 9,999t-CO2/年以下であれば可5点) 10,000t-CO2/年以上99,999t-CO2/年以下であれば良(15点) 100,000t-CO2/年以上であれば優(25点)とする。</li> </ul>	25	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者の調査対象国・都市や地域での過去の事業実績・経験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査都市・地域はJCM事業が実現しやすい場所か。 JCM事業化確率(%) (C = A ÷ B) 70%以上であれば優(20点) 50%以上70%未満であれば良(12点) 30%以上50%未満であれば可(4点) 30%未満であれば不可(0点)とする。</li> </ul>	20	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査事業概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象技術及び調査の役割分担、資金の流れ、資金の受け取り先が何をを行っているかが添付書類から理解できるか。</li> </ul>	5	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事業者は、応募事業がJCMプロジェクトとして実現する際にJCMプロジェクトに参加する(除 MRV方法論の策定・プロジェクト設計書(PDD)等の作成)企業であるか。 参加企業であれば5点 参加企業でなければ0点とする。</li> </ul>	5	

平成28年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名：

応募者名：

企画書作成事項	審査項目	審査基準	配点	得点	
3 業務実施体制 (別添1)	応募事業の調査の進め方のタイムスケジュール、調査の進め方、手法・手段の効率性、妥当性	・ガントチャートで示された全調査の作業工程のタイムスケジュールが調査の進め方として適切か。 ・調査の進め方、手法・手段の効率性、妥当性について適切な説明がなされているか。	5	80	
	MRV方法論の策定・プロジェクト設計書(PDD)等の作成体制・手段	・MRV方法論の策定・プロジェクト設計書(PDD)等の作成体制・手段が適切か。	5		
	配置予定の管理技術者の経歴、資格、手持ち業務、及び配置予定の管理技術者の組織としてのサポート体制、応募事業者組織内の応募事業の調査体制図	配置予定の管理技術者はJCMプロジェクトの実事業化に成功したことがあるか。 JCMプロジェクト組成経験有であれば10点 JCMプロジェクト組成経験無であれば0点とする。	10		
		配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切か。 10件以上あれば不可(0点) 5件以上9件以下あれば可(1点) 2件以上4件以下あれば良(3点) 1件以下あれば優(5点)とする。	5		
		配置予定の管理技術者の技量は適切か。 配置予定の管理技術者を応募事業者が組織としてサポート体制は適切か。	5		
		配置予定の経理担当者の経歴、資格の有無、手持ち業務、及び配置予定の経理担当者の組織としてのサポート体制、応募事業者組織内の経理業務体制図	配置予定の経理担当者の手持ち業務量(除 本業務)は適切か。 5件以上あれば不可(0点) 3件以上4件以下あれば可(2点) 1件以上2件以下あれば良(6点) 0件以下あれば優(10点)とする。		10
			配置予定の経理担当者の資格、経歴、技量は適切か。		5
配置予定の経理担当者を応募事業者が組織としてサポート体制は適切か。	5				
4 業務実績 (様式任意)	過去におけるJCM事業の採択実績	・平成25年度以降で設備補助事業、JCM日本基金またはこれと同等な支援制度によりJCM事業が実現した実績、内容及び件数を考慮し評価する(案件採択されたものは含むが採択後取消となったものは含めない)。 JCM実事業化件数の実績が0件であれば不可(0点) JCM実事業化件数の実績が1件あれば可(6点) JCM実事業化件数の実績が2件以上5件以下であれば良(12点) JCM実事業化件数の実績が6件以上であれば優(20点)とする。	20	20	
5 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況 (コピー可)	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	・事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点(5点)する。事業者の経営における主たる事業所において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、環境省と契約する時点において認証期間中であること。	5	5	
6 見積価格・積算内訳 (別添2)	・応募内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性を評価する。		10	10	
合 計			250	点	

注1) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の応募を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2) 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

注3) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。  
平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)のないものは、応募書類提出時には、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)申請書を提出し、採択決定までに環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を提出すること。

ただし、平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を未入手のものは契約までにコピーを提出すること。提出がなければ契約は行わない。

これらを満足しない場合、不合格として選定対象としない。

【採点基準】	(10点満点の場合)	(15点満点の場合)	(20点満点の場合)	(25点満点の場合)	(30点満点の場合)
(5点満点の場合)	・優(十分満足できる) 5点	・優(十分満足できる) 10点	・優(十分満足できる) 15点	・優(十分満足できる) 20点	・優(十分満足できる) 25点
・優(十分満足できる)	3点	・良(満足できる) 6点	・良(満足できる) 9点	・良(満足できる) 12点	・良(満足できる) 15点
・良(満足できる)	1点	・可(満足できるレベルよりやや劣る)	・可(満足できるレベルよりやや劣る)	・可(満足できるレベルよりやや劣る)	・可(満足できるレベルよりやや劣る)
・可(満足できるレベルよりやや劣る)	0点	・可(満足できるレベルよりやや劣る)	・可(満足できるレベルよりやや劣る)	・可(満足できるレベルよりやや劣る)	・可(満足できるレベルよりやや劣る)
・不可(満足できない)	0点	・不可(満足できない)	・不可(満足できない)	・不可(満足できない)	・不可(満足できない)